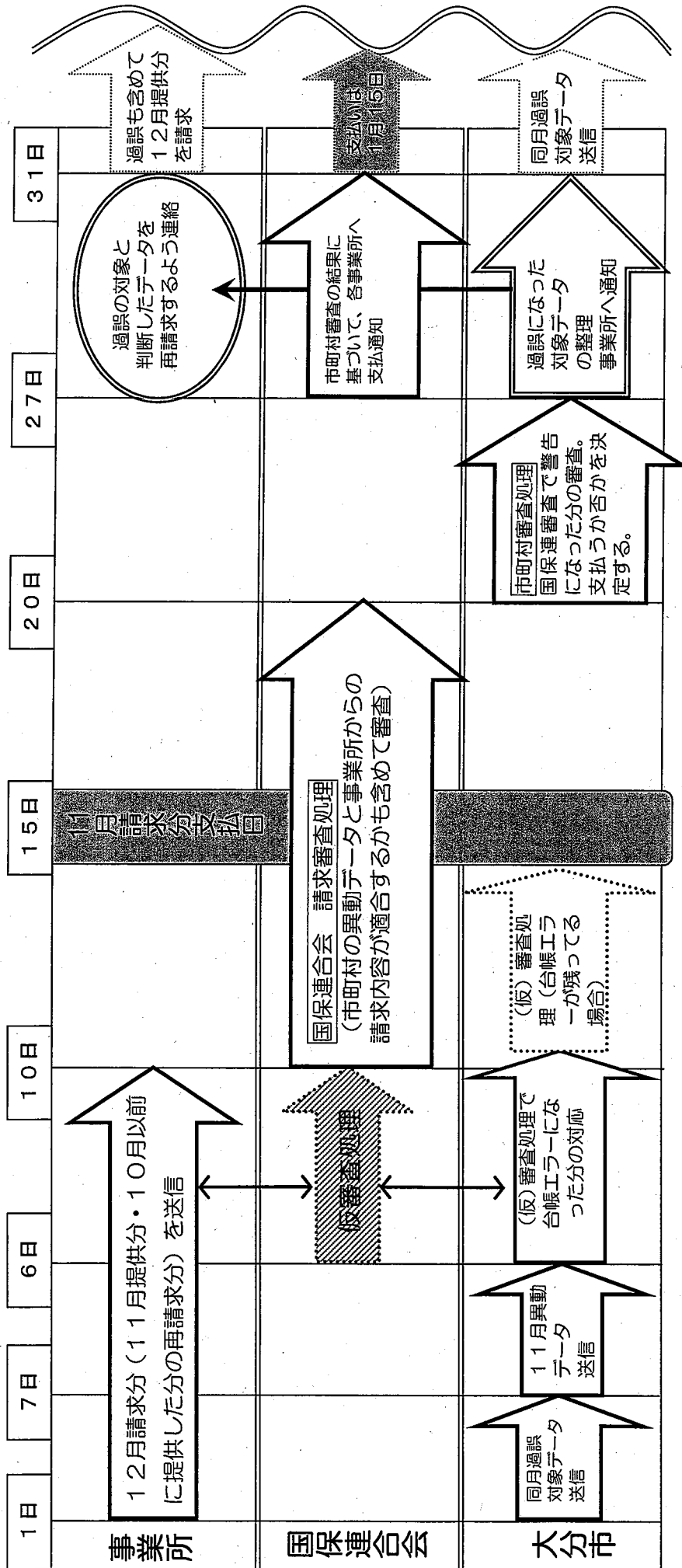


# 7. 国保連請求について

## (1) 毎月の事務の流れ【12月】



## (2) 審査の結果による対応

事業所が国保連へ請求を行ったあと、国保連と市町村による審査が行われます。それぞれの過程で、何らかの問題点があった場合は、以下のような処理が行われます。

### ① 返戻について

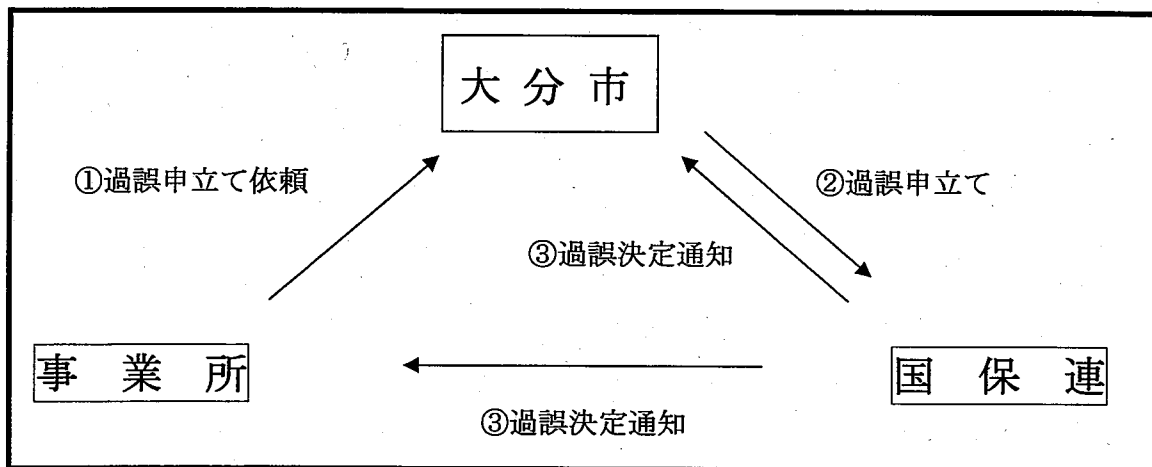
返戻は、請求内容に誤りがあり、国保連の処理でエラーとして決定されるか、市町村審査処理の結果、支払が不可となることです。問題箇所を修正し、通常の請求期間内に再請求をしてください。

### ② 過誤について（同月過誤）

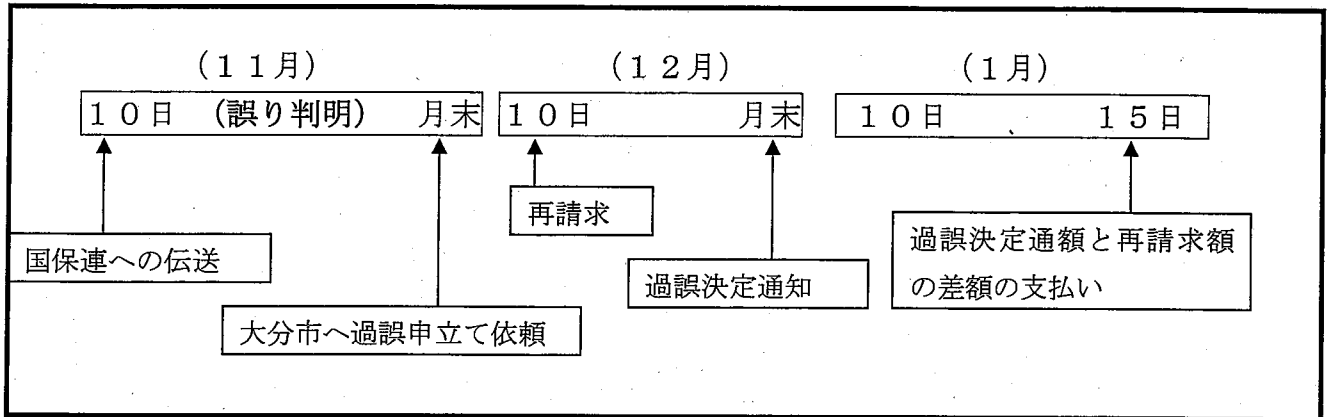
同月過誤は、大分市が国保連へ過誤申立てを行う月と、事業所からの再請求を行う月が同じ場合の過誤です。このため、返金額と再支払額が相殺され、差額分のみの調整が行われます。

市が国保連へ依頼を行うのは、毎月3日前後なので、それまでに過誤申立て依頼をしてください。

### 過誤申立ての流れ



## 同月過誤の流れ



### (3) 過誤を行う上での注意点

- ①過誤申立ての依頼は、請求明細書単位での依頼となります。したがって、1枚の明細書で複数のサービスがある場合は、過誤の対象となったサービスがそのうち1種類だけであっても、全てのサービス分が取り下げの対象となります。
- ②過誤を行った結果、翌月以降支払われる給付費で相殺ができない場合（支払い金額が無い場合や、取り下げとなる金額が支払金額を上回る場合等）は、過不足分の金額を現金で返納していただくことがあります。
- ③上限管理対象者の利用者負担額が変更となり過誤を行う場合は、他の事業所も過誤が必要となる場合があるので注意してください。
- ④過誤が発覚した場合は、郵送及び窓口で、過誤訂正連絡票の提出をお願いします。（ファックス不可）

※依頼する際の記載事項（様式集5ページ参照）

- ・事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先
- ・過誤対象の再請求希望月
- ・受給者証番号、過誤対象者名
- ・対象となるサービス提供月
- ・差額、過誤となる理由、内容等